

市第 189 号議案 横浜市公園条例の一部改正

1 改正内容

指定管理者に公園及び公園施設の管理を行わせることにより、事業者のノウハウやアイデアを生かし、利用者サービスの向上を図るとともに、より効率的・効果的な管理運営を行うため改正するものです。

(1) 新たに指定管理者制度を導入する公園及び公園施設の追加・設置

ア「根岸森林公園」

イ「大榎杉の森ふれあい公園」

ウ「深谷町ふれあい公園」

エ「港の見える丘公園の教養施設（大佛次郎記念館）」

(2) 有料施設設置に係る条文改正

ア「大榎杉の森ふれあい公園」の「分区園」を有料施設として設置

イ「深谷町ふれあい公園」の「分区園」を有料施設として設置

(3) 「大佛次郎記念館」に係る条文改正

ア 非公募による指定管理者の選定

非公募の理由

(ア) 著作権承継者である遺族との関係が非常に重要であり、これまでの信頼関係を維持しつつ施設運営を行っていく必要があること

(イ) 大佛次郎の遺品の大部分は公益財団法人横浜市芸術文化振興財団が寄贈を受け、開館以来 36 年間に渡り資料の調査・研究等を行っており、極めて高度な専門性を継承していく必要があること

イ 大佛次郎指定管理者選定評価委員会の設置

指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務のための委員会を設置

ウ 港の見える丘公園の教養施設として有料施設に位置付け

エ 指定管理者制度の導入に伴い、「観覧施設」、「会議室」、「和室」、「茶道具」について利用料金を設定

2 公園及び公園施設の概要

(1) 根岸森林公園



(2)大棚杉の森ふれあい公園

大棚杉の森ふれあい公園【都筑区】	
公園概要	<p>所在地：横浜市都筑区大棚町534番</p> <p>開園：平成28年4月1日開園予定 街区公園</p> <p>面積：9,663 m²</p> <p>有料施設：分区園（38区画・団体利用含）</p> <p>主な施設：分区園、協働農園、倉庫(トイレ併設) 他</p>

平面図



(3)深谷町ふれあい公園

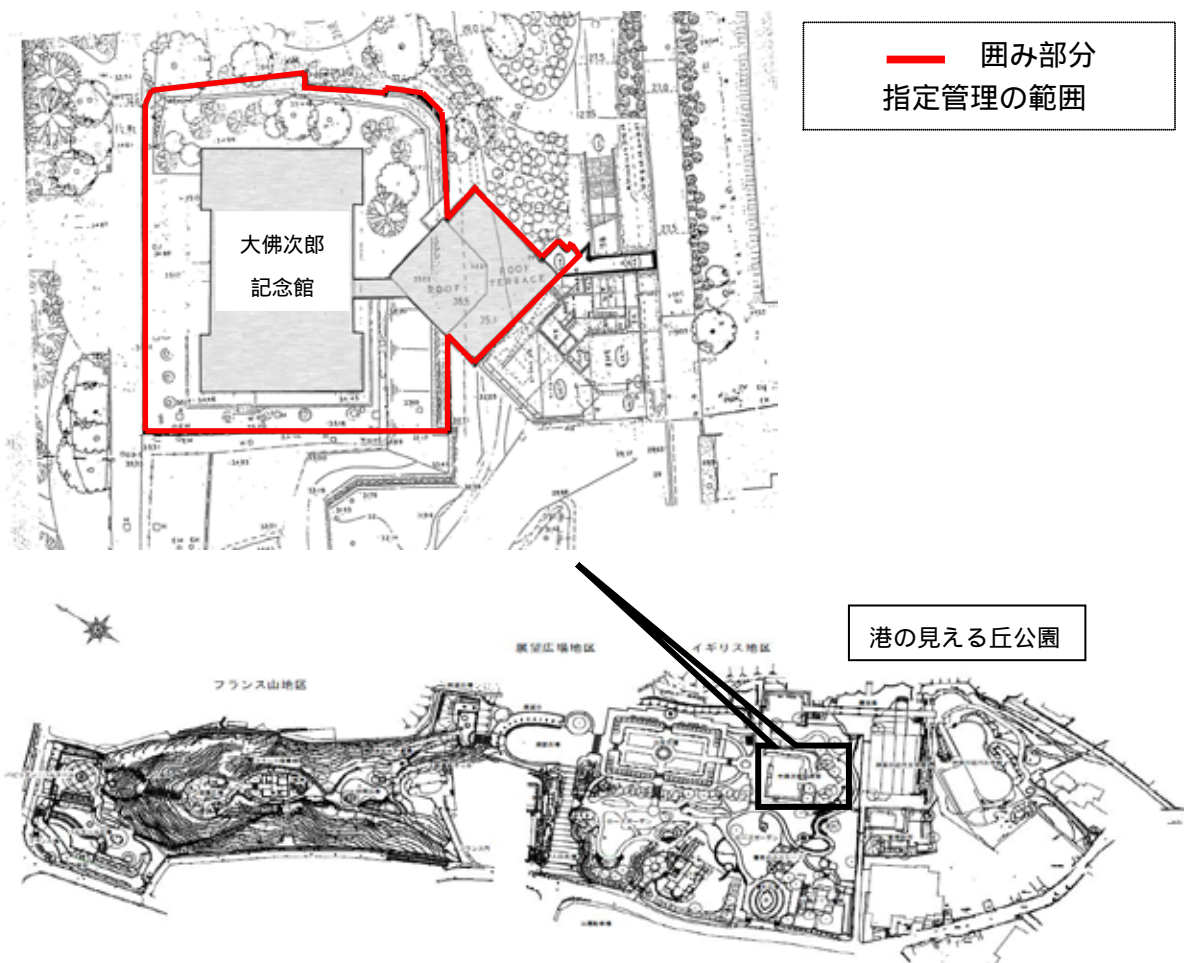


(4)大佛次郎記念館（港の見える丘公園の教養施設）

大佛次郎記念館（港の見える丘公園の教養施設）【中区】	
施設概要	<p>所在地：横浜市中区山下町113</p> <p>施設開館：昭和53年5月1日開館</p> <p>敷地面積：1,384.47 m²</p> <p>建築面積：593.13 m²（延床面積1,166.30 m²）（大佛次郎記念館のみ）</p> <p>有料施設：観覧施設（入館料） 会議室、和室</p> <p>主な施設：展示室、閲覧室、ギャラリー、サロン、会議室、和室 他</p>

平面図

大佛次郎記念館 全体平面図



3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

ただし、指定管理者選定評価委員会に関する部分の改正については、平成 27 年 4 月 1 日を施行日とします。

参考

今回議案で提出している 4 公園及び公園施設に加え、平成 27 年度末に指定管理期間満了を迎える 12 公園及び公園施設について、平成 27 年度に指定管理者の選定を行います。

1 指定管理者の選定を行う公園及び公園施設

件数	公園及び公園施設名		所在区	次期指定期間	参考 現在の指定管理者
1	南本宿第三公園		旭区	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日(3 年間)	横浜植木(株)
2	文化体験施設	みその公園	鶴見区	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 33 年 3 月 31 日(5 年間)	みその公園「横溝屋敷」管理委員会
3	自然体験施設	こども自然公園	旭区		NPO 法人 こども自然公園 どろんこクラブ
4	文化体験施設	根岸なつかし公園	磯子区		NPO 法人 根岸なつかし公園 旧柳下邸管理委員会
5	文化体験施設	大塚・歳勝土遺跡公園	都筑区		NPO 法人 都筑民家園管理 運営委員会
6	自然体験施設	都筑中央公園	都筑区		NPO 法人 都筑里山倶楽部
7	文化体験施設	せせらぎ公園	都筑区		NPO 法人 せせらぎ公園古 民家管理委員会
8	自然体験施設	茅ヶ崎公園	都筑区		NPO 法人 茅ヶ崎公園自然 生態園管理運営委員会
9	自然体験施設	舞岡公園	戸塚区		NPO 法人 舞岡・やとひと 未来
10	文化体験施設	本郷ふじやま公園	栄区		本郷ふじやま公園運営委 員会
11	文化体験施設	天王森泉公園	泉区		天王森泉公園運営委員会
12	文化体験施設	長屋門公園	瀬谷区		長屋門公園歴史体験ゾ ン運営委員会

2 選定スケジュール(予定)

(1) 南本宿第三公園(公募選定)

- ・公募の開始 平成 27 年 4 月～5 月
- ・指定管理者の指定 12 月
- ・指定管理の開始 平成 28 年 4 月

(2) 文化体験施設、自然体験施設(非公募選定)

- ・非公募選定の開始 平成 27 年 4 月～5 月
- ・指定管理者の指定 12 月
- ・指定管理の開始 平成 28 年 4 月